


グリーンツーリズムにおける農家民泊に係る旅館業法及び食品衛生法の取扱い

1. 新たな取扱いを定めた背景

- ① グリーンツーリズムに伴う農家等宿泊が、旅館業法及び食品衛生法に規定する許可営業に該当する。
- ② S23.8 の厚生省通知により、通年的に宿泊客を受け入れる場合は、ホテル、旅館の施設基準を満たすことが必要である。
なお、簡易宿所は、バンガロー等に限定されている。
- ③ 地方分権一括法の施行により両法の営業許可は自治事務となり、県の判断で処理できることとなったことから、庁内関係部と協議のうえ、平成 14 年 4 月 1 日から下記のとおり取り扱うこととした。

2. 従前と新たな取扱い

	従 前	新たな取扱い
旅館業法	<p>1. ホテル 主として洋室の施設 客室の数 10 室、1 客室の床面積 9 平方メートル以上、洋式寝具、洋式浴室</p> <p>2. 旅館 主として和室の施設 客室の数 5 室、1 客室の床面積 7 平方メートル以上</p> <p>3. 簡易宿所 客室の延床面積は、33 平方メートル以上 ※S33.8 の厚生省通知により、通年的に宿泊客を受け入れる場合はホテル、旅館の施設基準を満たすことが必要</p>	<p>グリーン・ツーリズムは実態を踏まえ、簡易宿所の営業許可対象とした (H15.3 大分県条例改正)</p> <p>※H15.4 より厚生労働省令により農林漁業者が営む農林漁業体験民宿施設は簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用しない</p>
食品衛生法	<p>宿泊客に飲食物を提供する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 客専用の調理場などの施設基準(条例)をクリア ② 飲食店(旅館)営業の許可申請を保健所へ <p style="text-align: center;"></p> <p>営業許可取得後、営業開始</p> <p>ただし、自炊型などで宿泊客自ら調理し飲食する場合は、営業許可不要であった。 ※S32.9 の厚生省通知により客専用の調理場を設けることとされている。</p>	<p>グリーン・ツーリズムで、宿泊客が農家と一緒に調理、飲食する体験型であれば客専用の調理場及び営業許可は不要とした</p>